

東日本大震災発生後に宮城県等が
要望する税制関連事項について

平成23年7月12日
宮城県震災復興・企画部
震災復興推進課

1 宮城県

「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」
(平成23年6月24日 菅直人内閣総理大臣あて提出)

○内閣府関係

(仮称) 東日本復興特区の創設 (「民間投資促進特区」)

・概要

被災企業が行う施設の再配置に対する新たな補助制度の創設、被災企業・新規立地企業の法人税、法人二税、不動産取得税、固定資産税、自動車重量税の課税の10年間の免除

○経済産業省関係

被災中小企業及び復興支援者に対する法人税等、税制面での減免措置等

・概要

4月27日成立の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律に加え、さらなる税制上の対策の拡充

2 宮城県市長会

「東日本大震災に関する緊急要望」
(平成23年4月6・7日 村井嘉浩宮城県知事あて提出)

○地域経済の復興 (中小企業などの復興支援)

・概要

地域経済の復興に向けた中小企業・商店街等を対象とした新たな補助制度の創設及び当面の事業継続・再開に向けた金融・税制措置による支援

○財政支援等 (税の減免等による減収にかかる補填措置)

・概要

災害初年度のみならず減免措置が行われる間の財政措置の整備

3 宮城県町村会

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る緊急要望書」
(平成23年3月30日 民主党・総務部門会議あて提出)

○復興・復旧対策における財政支援について

・概要

広範かつ甚大な被害を被った商業施設・工業施設等を対象とした復旧・復興に係る金融支援への配慮

4 東北市長会

「決議書及び要望書」
(平成23年6月9日 経済産業大臣あて提出)

○企業立地促進法に基づく減収補てん措置の期間延長と税の免除要件の緩和

・概要

企業立地促進法に基づく減収補てん措置の期間延長、同法の優遇精度が適用される取得価格及び対象資産の要件緩和